

鹿 児 島 県 公 報

平成28年11月22日（火）第3266号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 2
- 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 5
- 都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 5
- 都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 5

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 5
- 鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める公告 (雇用労政課取扱い) 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第1015号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市春山町3228番，3229番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1016号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひだまり薬局	始良市宮島町55番5号	株式会社陽だまり	始良市宮島町55番5号	新山 尚子	平成28年10月9日	居宅療養管理指導
ヘルパーステーション茶の美	霧島市隼人町姫城1027番地1	合同会社彩り	鹿児島市西千石町6番5号JGM602	梶原 直美	平成28年11月30日	訪問介護

鹿児島県告示第1017号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひだまり薬局	始良市宮島町55番5号	株式会社陽だまり	始良市宮島町55番5号	新山 尚子	平成28年10月9日	介護予防居宅療養管理指導
ヘルパーステーション茶の美	霧島市隼人町姫城1027番地1	合同会社彩り	鹿児島市西千石町6番5号JGM602	梶原 直美	平成28年11月30日	介護予防訪問介護
リハプライド霧島国分	霧島市国分姫城3080番地1号	健康ステーション株式会社	大阪市中央区久太郎町二丁目5番31号	尾上 正志	平成28年11月30日	介護予防通所介護
デイサービス茶の美	霧島市隼人町姫城1027番地1	合同会社彩り	鹿児島市西千石町6番5号JGM602	梶原 直美	平成28年11月30日	介護予防通所介護
デイサービスむけいん	霧島市国分府中59番地1	株式会社ニューロン	霧島市国分府中59番地1	笠毛 桂子	平成28年11月30日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第1018号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 流行性脳炎（豚）

家畜の種類 豚

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	4	鹿屋市	平成28年10月24日

鹿児島県告示第1019号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により始良市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類
始良都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1020号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により始良市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 始良都市計画臨港地区
 - (2) 名称 加治木港臨港地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1021号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により始良市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 始良都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・3号駅前大通線
3・4・6号森山線
3・4・8号海浜通線
3・4・9号城瀬東線
3・4・10号上山線
3・5・13号仮屋馬場通線
3・5・14号東楽寺通線
3・5・15号諏訪後通線
3・5・16号錦江通線
3・5・18号宮島線
3・5・19号菅原線
3・5・22号上水流線
3・5・23号木田本通線
3・5・24号岩原西通線
3・5・25号上ノ原線
3・5・26号朝日町通線
3・6・28号女学校通線
3・6・29号駅西通線
3・6・31号網掛通線

- 3・6・32号柳田通線
- 3・6・33号加工通線
- 3・6・37号錦江駅前通線
- 7・6・1号観音寺通線

- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1022号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により始良市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 始良都市計画公園
 - (2) 名称 2・2・1号町中児童公園
 - 2・2・2号天神公園
 - 2・2・3号網掛川公園
 - 2・2・4号宮脇児童公園
 - 2・2・5号宮島東公園
 - 2・2・6号宮島西公園
 - 2・2・7号俵原団地東公園
 - 2・2・8号俵原団地西公園
 - 2・2・9号池島公園
 - 2・2・10号南宮島公園
 - 2・2・11号永池公園
 - 2・2・12号実窓寺公園
 - 2・2・13号西宮島公園
 - 2・2・14号赤坂公園
 - 2・2・15号原ノ門公園
 - 2・2・16号小鳥公園
 - 2・2・17号港町公園
 - 2・2・18号千鳥公園
 - 2・2・19号明神公園
 - 4・4・1号高岡公園
 - 5・5・1号始良市総合運動公園

- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1023号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により始良市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 始良都市計画下水道
 - (2) 名称 吉原排水路
 - 天神排水路
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1024号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により始良市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 始良都市計画汚物処理場
 - (2) 名称 1号あいらくリーンセンター
2号加治木町新生町処理施設
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1025号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により始良市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 始良都市計画市場
 - (2) 名称 1号始良中央青果地方卸売市場
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1026号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により始良市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 始良都市計画土地地区画整理事業
 - (2) 名称 戦災復興地区土地地区画整理事業
向江町地区土地地区画整理事業
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年11月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年11月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー大竜店
鹿児島市大竜町2番3号
- 2 変更事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 変更前 第1駐車場 建物東側 35台
第2駐車場 建物敷地東側隔地 23台
第3駐車場 建物敷地北東側隔地 16台
 - イ 変更後 第1駐車場 建物東側 45台
第2駐車場 建物西側 11台
第3駐車場 建物敷地北東側隔地 18台
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 変更前 第2駐車場 1箇所 駐車場敷地北側
 - イ 変更後 第2駐車場 1箇所 駐車場敷地西側
- 3 変更年月日
平成29年4月24日
- 4 届出年月日
平成28年11月10日

.....

鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める公告

第45期鹿児島県労働委員会の労働者委員が欠けることに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第45期鹿児島県労働委員会の労働者委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働組合に対して次により労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める。

平成28年11月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 推薦資格を有する労働組合
鹿児島県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鹿児島県労働委員会の決定を受けている労働組合であること。
- 2 被推薦者の資格
労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- 3 第45期鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員の任期
任命の日から平成30年6月30日まで
- 4 推薦に基づき任命する労働者委員の補欠委員の人数
1人
- 5 推薦手続
労働者委員の補欠委員候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）に提出すること。
 - (1) 労働者委員補欠委員候補者推薦書（別記第1号様式）
 - (2) 履歴書（別記第2号様式）
 - (3) 労働組合法施行令第21条第3項に規定する都道府県労働委員会の証明書（鹿児島県労働委員会の証明書発行には10日間程度の期間を要する。）
- 6 推薦書類の受付期間
平成28年11月25日（金）から同年12月21日（水）まで（県の休日を除く。）とし、受付期間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、送付の方法により提出する場合は、平成28年12月21日の消印のあるものまで受け付ける。

別記

第1号様式

労働者委員補欠委員候補者推薦書

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
労働組合名
代表者氏名

印

第45期鹿児島県労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合名 及びその者の地位	所属職場及び その者の地位	略 歴

第2号様式

履 歴 書

ふりがな 氏 名			生年月日	昭・平 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
学 歴	年	月		
職 歴				
団体（組合） 役 員 歴				
賞 罰				

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第119号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年11月22日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R A 牙狼魔戒ノ花媚空 9 9 バー ジョン K - P P	株式会社サンセイアー ルアンドディ	6P1260
ぱちんこ遊技機	ちよいパチ A K B 4 8 バラの儀式 完全盤 C 2	京楽産業、株式会社	6P1293
ぱちんこ遊技機	C R 緋弾のエリア II F P S	株式会社藤商事	6P1219
ぱちんこ遊技機	C R 緋弾のエリア II F P M	株式会社藤商事	6P1253
ぱちんこ遊技機	C R 真北斗無双夢幻闘乱 S W A	サミー株式会社	6P1180
ぱちんこ遊技機	C R フィーバークィーン II D X	株式会社ジェイビー	6P1209
ぱちんこ遊技機	C R 天下一閃 A C 1 2 0 0	株式会社大一商会	6P1290
回胴式遊技機	G I 優駿倶楽部 / K D	K P E 株式会社	6S0747